

町県民税の申告相談は

2月1日から

— 心がけてください 期限内の申告 —

申告する必要がある人は？

◆平成25年1月1日現在、藤里町に住所があつて、平成24年中に所得があつた人は申告する必要があります。

◆給与支払報告書が、勤務先から町に提出される人は申告する必要がありますが、提出されない人や給与のほかに所得がある人は、申告をしなければなりません。

◆町の国民健康保険に加入している人は、平成24年中の所得の有無に関わらず申告する必要があります。

※申告がない場合は、所得証明や課税証明等の各種証明の申請があつても交付できないので注意してください。

申告する必要がない人は？

◆平成25年1月1日現在、藤里町に住所がない人は藤里町に申告する必要がありません。

◆所得が給与所得だけで、勤務先から町に給与支払報告書が提出される人は申告する必要がありません。

◆平成24年中に所得がなかった人は、申告する必要がありません。

※申告する必要がない人に、申告書が付された場合には、その旨を記入して必ず返送してください。

申告に必要なものは？

◆印鑑・預金通帳（還付金等振込み用）

◆雑損・医療費・社会保険料・小規模企業共済掛金・地震（長期損害含む）保険料・生命保険料・寄付金・障害者・勤労学生などの控除を受けようとする人はその証明書、領収書など

◆給与・年金をもらっている人は、源泉徴収票（はがきなど）または、支払額を証明する書類

◆自営業の人は、営業所得の収支明細書、仕入・売上の帳簿、必要経費の領収書

農業所得について

◆農業所得については、収支計算により受付けます。

◆「収支計算」では、雇人費・小作料・賃借料・減価償却費・利子割引料・租税公課・種苗費・肥料費・農具費・農薬衛生費・諸材料費・修繕費・動力光熱費・作業用衣料費・農業共済費・荷造運賃手数料・土地改良費・雑費などを経費として控除することができ、その「収支計算書」に記載して申告してください。

※収支計算についてご不明な点がございましたら、申告相談開始前までに町民課税務係までお問い合わせください。

☆所得税確定申告の予定者には個別に通知します

確定申告は、平成24年分の所得に対する所得税を精算する大切な手続きです。確定申告をするように通知された人、または次の項目に該当する人は、必ず確定申告をしてください。

●給与・退職所得以外の各種所得の合計が20万円を超える時

●2箇所以上から給与を受けている時

【お問い合わせ先】

藤里町町民課税務係

☎ (79) 21113

☆納税証明書を

請求される皆さまへ

税務署において申告所得税、法人税等に係る所得金額、納付税額等の証明書（納税証明書）を請求する際には、手数料の金額に相当する金額若しくは収入印紙が必要となりますので、来署される前に手数料相当額の収入印紙をご用意いただきますようご協力をお願いします。

なお、手数料の計算方法等、ご不明な点がございましたら能代税務署にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

能代税務署 ☎ (52) 61111

今年も、町県民税の申告や所得税の確定申告をしていただく時期になりました。町では、申告をより正しく、期間内に済ませていただくため、次の日程表により申告相談をおこないます。ご承知のとおり、税金は自主申告、自主納税を建前としていますが、所得の計算方法など複雑でわかりにくい点もあるかと思いますので、日程表に定められた日時に係員とご相談のうえ、申告して下さい。

申告相談は午前・午後ともにたいへん混雑いたします。日時を変更された方は、長時間お待ちいただくことになりますので、できるだけ指定の日時においでください。